

## 千葉県住生活安定向上推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 千葉県住生活基本計画に関する事項及び千葉県住宅政策審議会に諮問すべき事項等について、関係部局間の連絡調整及び協議・検討を行うため、庁内に千葉県住生活安定向上推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 千葉県住生活基本計画の施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (2) 住生活の安定の確保及び向上の促進に関すること。
- (3) 千葉県住宅政策審議会に諮問すべき事項の協議・検討に関すること。
- (4) 千葉県住宅政策審議会の答申事項に係る連絡調整に関すること。
- (5) その他、住宅政策に関し必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、都市局長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

### (会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、会議を主宰する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

### (幹事会)

第5条 第2条各号に掲げる事項についてあらかじめ検討するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、都市局建築部長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 5 幹事会は特定の事項について調査検討するため、検討部会を置くことができる。

### (会議)

第6条 幹事会は、幹事長が招集し、会議を主宰する。

- 2 幹事長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市局建築部住宅政策課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

# 別表 1 千葉市住生活安定向上推進協議会名簿

会 長 : 都 市 局 長

|     |               |
|-----|---------------|
| 委 員 | 総 合 政 策 局 長   |
| 委 員 | 総 務 局 長       |
| 委 員 | 財 政 局 長       |
| 委 員 | 市 民 局 長       |
| 委 員 | 保 健 福 祉 局 長   |
| 委 員 | こ ど も 未 来 局 長 |
| 委 員 | 環 境 局 長       |
| 委 員 | 経 済 農 政 局 長   |
| 委 員 | 建 設 局 長       |

## 別表2 千葉市住生活安定向上推進協議会 幹事会名簿

幹事長：建築部長

| 局 名    | 部 名      | 職 名                           |
|--------|----------|-------------------------------|
| 総合政策局  | 危機管理部    | 危機管理課長、防災対策課長                 |
|        | 総合政策部    | 政策企画課長、政策調整課長                 |
| 総務局    | 総務部      | 総務課長                          |
| 財政局    | 財政部      | 財政課長                          |
|        | 税務部      | 税制課長                          |
| 市民局    | 市民自治推進部  | 市民総務課長、市民自治推進課長               |
| 保健福祉局  | —        | 保健福祉総務課長                      |
|        | 高齢障害部    | 高齢福祉課長                        |
| こども未来局 | こども未来部   | こども企画課長、健全育成課長                |
|        | 幼児教育・保育部 | 幼保支援課長                        |
| 環境局    | 環境保全部    | 環境保全課長                        |
|        | 資源循環部    | 廃棄物対策課長                       |
| 経済農政局  | 経済部      | 経済企画課長                        |
|        | 農政部      | 農政課長                          |
| 都市局    | —        | 都市総務課長、都市政策課長                 |
|        | 都市部      | 都市計画課長、まちづくり課長、市街地整備課長、都市安全課長 |
|        | 公園緑地部    | 緑政課長                          |
|        | 建築部      | 住宅政策課長、住宅整備課長、宅地課長、建築指導課長     |
| 建設局    | —        | 建設総務課長                        |
|        | 土木部      | 土木管理課長                        |
|        | 道路部      | 道路計画課長                        |
|        | 下水道企画部   | 下水道経営課長                       |
|        | 下水道施設部   | 下水道整備課長                       |
| 教育委員会  | 教育総務部    | 総務課長                          |
| 消防局    | 総務部      | 総務課長                          |

